

新型コロナウイルス感染症対策関係通知

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）

〔教保体第252号〕
〔令和2年5月21日〕

各市町村教育委員会教育長
各教育事務長
各県立学校長

埼玉県教育委員会教育長

標記の件について、令和2年5月21日付けでスポーツ庁政策課学校体育室から、別添写しのとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、学校全体で内容を御理解いただき、体育の授業における感染リスクへの対策を講じるとともに、事故防止の徹底について、引き続き御配慮をお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知をお願いいたします。

㊦ 学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

〔事務連絡〕
〔令和2年5月21日〕

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切です。

一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1. 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
2. 体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保して休憩するよう指導すること。
3. 当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
4. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせることを。
また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2 m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業

を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保するよう指導すること。

5. 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。

6. 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

部活動再開後の段階的な活動の進め方について（通知）

〔教保体第313-1号〕
〔令和2年6月23日〕

各県立学校長 様

教育長

日頃、本県部活動の充実・発展に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記について、下記のとおり送付しますので、各学校においては資料を参照の上、感染防止及び生徒の安全に配慮した部活動運営について、よろしく願います。

記

1 送付資料

資料1 部活動再開後の段階的な活動の進め方

資料2 部活動再開後の段階的な活動のイメージ図

2 備考

本資料は、今後の新型コロナウイルスの感染状況により、変更する場合があります。

資料1

部活動再開後の段階的な活動の進め方について

1 基本的な考え方

部活動の実施に当たっては、「リスクの低い活動から徐々に実施すること」とする。学校での感染リスクをゼロにすることは困難であるが、衛生管理や熱中症対策を徹底し、段階的に活動を行っていく。

2 具体的な進め方（資料2）

衛生管理や熱中症対策を徹底し、生徒の負担

とならないよう行う。

(1) 活動時間等について

・ステップ1：6月22日～7月5日（校内のみ）
平日週3日かつ1回の活動を60分程度

・ステップ2：7月6日～7月19日（校内のみ）
平日週3日かつ1回の活動を60分程度
週休日週1日かつ1回の活動を90分程度

・ステップ3：7月20日～7月31日
平日週3日かつ1回の活動を90分程度
週休日週1日かつ1回の活動を120分程度

・ステップ4：8月1日～8月24日
（夏季休業中）

平日週4日かつ1回の活動を180分程度
週休日週1日かつ1回の活動を180分程度

・ステップ5：8月25日以降通常の部活動

(2) 校外活動（他校との練習試合や合同練習等）への参加について

・7月20日から7月31日は、県内のみの活動とする。

・8月1日からは、県内及び県外での活動を可とする。

・泊を伴う活動は、当面の間、全国高等学校体育連盟・日本高等学校野球連盟・全国高等学校文化連盟及び各中央競技団体が主催する大会や発表会についてのみとする。

3 留意事項

(1) 健康観察カード等を活用し、活動前の検温や体調を確認すること。

(2) 活動計画や内容について、管理職をはじめ、外部指導者や保護者と情報共有を行うこと。

(3) 練習内容について、各中央競技団体からガイドライン等が出されている場合は、遵守すること。

(4) 万が一、新型コロナウイルス感染者が発生したり、熱中症など不測の事態が生じた場合には、適切かつ迅速に対応できるようにしておくこと。

(5) その他の指導内容等について、本県の部活動の在り方に関する方針を遵守すること。

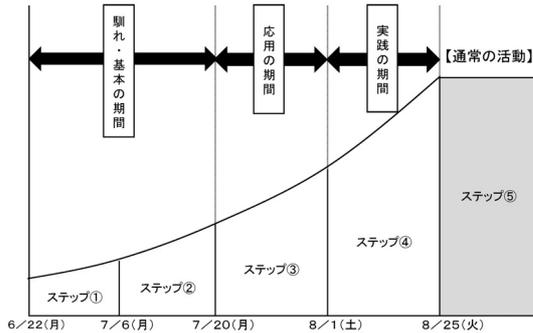
資料2

部活動再開後の段階的な活動の進め方のイメージ図

○活動時間等について

	平日	週休日	校外活動	泊を伴う活動
ステップ① 6月22日～	3日/週 60分程度	自粛	自粛	自粛
ステップ② 7月6日～	3日/週 60分程度	1日/週 90分程度	自粛	自粛
ステップ③ 7月20日～	3日/週 90分程度	1日/週 120分程度	県内のみ	資料1を参照
ステップ④ 8月1日～ (夏季休業中)	4日/週 180分程度	1日/週 180分程度	県内および県外	
ステップ⑤ 8月25日～	通常の部活動			

○通常の活動に向けて



夏季休業中の部活動における新型コロナウイルス感染症の拡大防止の徹底について (通知)

〔教保体第583号〕
令和2年8月3日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、日頃から格別の御配慮をいただいているところですが、県内でも感染者が増加するとともに、県立高等学校においても生徒の新型コロナウイルスへの感染が散見されております。

夏季休業中における部活動につきましては、令和2年7月31日付け教高指第671号『県立学校版 通常登校におけるガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策) Ver.3』の送付について並びに令和2年6月23日付け教保体第313号「部活動再開後の段階的な進め方について (通知)」や各市町村で示している再開段階に基づき、計画的に取り組まれているところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底するため、下記の内容について、改めて見直し、生徒の安全を最優先にした部活動の実施をお願いします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下中・高等学校へ周知いただくとともに、各学校で適切に実施されるよう御指導をお願い

いたします。

記

- ・地域や学校の感染状況を把握し、これまで以上に感染防止や熱中症の事故防止の徹底を図り、必要に応じて再開ステップを戻すなどの措置を検討すること。
- ・部活動の実施計画や感染防止対策について、保護者や生徒の理解を得るとともに生徒の自主的な活動自粛を妨げないこと。
- ・対策を講じることができない場合は、部活動を行わないこと。
- ・高校の大会参加においては、別添の埼玉県高等学校体育連盟や(一財)埼玉県高等学校野球連盟等の関係団体が作成した「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に従って参加を判断すること。

夏季休業終了後の適切な部活動の実施について (通知)

〔教保体第620号〕
令和2年8月18日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

日頃、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、適切に部活動を実施していただき、感謝申し上げます。

さて、夏季休業終了後の部活動については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、下記のとおり、適切に実施するようお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に周知いただくとともに、各学校で適切に実施されるよう御指導をお願いいたします。

なお、活動時間等については、今後の感染状況によって変更することがあります。

記

1 基本的な考え方

- ・平成30年7月策定『埼玉県の部活動の在り方に関する方針』及び各校の『学校の部活動に係る活動方針』に加え、令和2年8月6日付文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル (Ver.3)』及び各中央競技団体の方針等を踏まえ、感染防止や熱中症等の事故防止について、対策を徹底した上での活動とすること。

2 活動時間等について

- ・平日が少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とすること。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、でき

るだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

- ・感染症や熱中症等の事故防止対策を十分に講じられない場合は、部活動を行わないこと。
(熱中症アラートの発令時や、気温が35℃以上になった際は、勇気をもって部活動を中止すること)
- 3 校外活動(他校との練習試合や合同練習等)への参加について
 - ・地域の感染状況等を踏まえて慎重に検討すること。行う場合は、感染拡大防止対策や熱中症対策等を徹底すること。
 - ・泊を伴う活動は、当面の間、公式の大会や発表会のみとする。(泊を伴う活動については、宿泊環境等が「3密」の状態とならないよう、慎重に検討すること)

4 留意事項

- ・令和2年6月23日付教保体第313号「部活動再開後の段階的な活動の進め方」の留意事項、令和2年8月3日付教保体第583号「夏季休業中の部活動における新型コロナウイルス感染症の拡大防止の徹底について」、令和2年8月7日付「新型コロナウイルス感染症に係る留意事項(運動部活動を中心に)」を遵守すること。
- ・熱中症をはじめとする事故防止について、令和2年4月1日付教保体第10号「体育的活動時における事故防止について」を遵守すること。

運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

〔教保体第671号〕
〔令和2年9月3日〕

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長 } 様
各教育事務所長

埼玉県教育委員会教育長

日頃、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、適切に部活動を実施していただき、感謝申し上げます。

さて、標記の件について、令和2年9月3日付文部科学省初等中等教育局長から、別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、下記の点について、特に御指導いただくとともに内容を御理解いただき、部活動における一層の感染防止に御協力くださるようお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知していただくとともに、各学校で適切に実施されるよう御指導をお願いいたします。

記

1. 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
2. こまめな手洗いを励行する。
3. 体調のすぐれない学生等は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
4. 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密(密閉、密集、密接)を避ける。

㊤ 運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

〔2文科初第809号〕
〔令和2年9月3日〕

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設置する各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛
文部科学省高等教育局長
伯井 美徳
スポーツ庁次長
藤江 陽子

国内の新規感染者数の増加に伴い、8月以降、運動部活動に参加する学生及び生徒(以下、「学生等」といいます。)の集団において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した例が見られるようになっていきます(文部科学省に報告があった事案のうち、8月1日以降、同一の運動部活動の構成員の中で5人以上の感染者が認められた件数は、大学7件、高等学校5件)。

これらの中には、校内での練習のみならず、練習場や対外試合への集団移動を繰り返し行っていた事例や、同じ寮で生活をしていた事例も見られます。

運動部活動については、各競技団体が作成している感染症対策のガイドラインにのっとり活動を進めていただきたいと思います。競技中・練習中のみならず、学生等同士での会食、

長時間の集団での移動、寮生活等も含め、長時間にわたって学生等や指導者が行動を共にしている場合には、集団内での感染拡大の可能性が高まるものと考えられます。

このため、部活動の競技中・練習中だけでなく、同じ部活の学生等で食事をしたり余暇の時間を過ごしたりするなど、部活動の内外を問わず、学生等が集団で長時間の活動を行う場合には、学校の設置者及び部活動の指導者におかれては、以下のような感染症対策を特に徹底してください。

1. 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
2. こまめな手洗いを励行する。
3. 体調のすぐれない学生等は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
4. 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密(密閉、密集、密接)を避ける。

寮生活を伴う場合には、行動を共にする時間がさらに長くなることから、学生等の健康状態に十分に留意し、発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮に症状がすぐにおさまったとしても、主要症状(発熱や咳など)が消退した後2日を経過するまで、個室等に隔離し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととするなど、十分な警戒をもって感染症対策にあたってください。また、体調不良者が同時に複数名以上(例えば3名以上)発生した場合には、学校医又は医療機関に相談してください。

なお、中学校及び高等学校の部活動や寮生活に関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年9月3日改訂版)(以下、「学校衛生管理マニュアル」といいます。)における記載事項を踏まえて適切に対応してください。

大学における運動部活動に関しては、各競技団体等のガイドラインや一般社団法人大学スポーツ協会の「新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」」の内容にも御留意ください。大学の学生寮の感染防止対策については、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」(令和2年6月5日高等教育局長通知)のほか、「学校衛生管理マニュアル」も御参照ください。

感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である学生等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。差別・偏見等の防止の取組において必要な場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ」等も御活用ください。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校(専修学校を含む。以下同じ。)に

対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、各国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対し、大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長におかれては、その設置する学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人理事長及び大学を設置する各学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

参考資料1:「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年9月3日改訂版) 関係部分抜粋

参考資料2:新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ

参考資料2
文部科学省

児童生徒等や学生の皆さんへ

新型コロナウイルスが広がってから、皆さんは、学校はどうなるだろう、この先どうなるだろうと、不安だったのではないですか。新しい学期を迎えるに当たって、皆さんに伝えたいことがあります。

まず、感染症にかからないようにするには、いくつかの方法があります。すでに皆さんが取り組んでいるように、話をするときにはマスクをしたり、手を洗ったり、具合が悪い場合には学校を休んだりしてもらうことです。そして何より、健康的な生活を送ることが大切です。それでも、これまでも皆さんは風邪をひいたり、インフルエンザになりました。今はさらに新型コロナウイルスが課題になっています。

この三つは、¹⁾症状がくっきりと出ない、²⁾今後、皆さんの誰もが似た症状を経験することがあるでしょう。具合が悪い人の中には、新型コロナウイルスに感染したと診断される人も身近な人の中から出るかもしれません。もちろん、それが友達と分かると自分は大丈夫かなと不安になることもあてはまらず。

新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。学校やクラスの中で感染することは悪いことだという雰囲気が出てしまうと、新型コロナウイルスに感染したと疑われることをおそれて、具合が悪くなくても、その後は言いだしにくくなったり、病院に行くのが遅くなったりでしてしまいます。そうすると、さらに皆さんの地域で感染が広がってしまうかもしれません。

感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るよう励まし、治って戻ってきたときには温かく迎えてほしいと思います。もし、自分が感染したり症状があったりしたら、友達にはどうしていいかということを考えて行動してほしいと思います。

すでに、感染した人達が心ない言葉をかけられたり、扱いをされたりしているという事例が起きています。こうしたことが皆さんの周りでも起きないように、皆さんにも協力してほしいのです。

また、高齢者や病気がちの人は、感染すると症状が重くなってしまいうる危険があります。自分は無気だから大丈夫ということではなく、そのような人たちに感染させることがないように、思いやりの気持ちを持ってほしいと思います。

新型コロナウイルス感染症が広がり、皆さんの日々の生活は³⁾一変したと思います。以前のようには、友達と会いにくくなり、スポーツや文化に触れる機会も少なくなり、将来への不安やストレスを抱えている人も多くなりました。

これまでも、私たち人間は、新型コロナウイルスのような新しい病気を経験してきました。そのたびに、世界中の研究者が病気の原因を探り、予防方法を見つけたり、薬の開発をしたりしてきました。そして、私たちは、病気が共存している、この歴史は繰り返されています。新型コロナウイルスも研究が進んで解明できれば、予防と治療ができるようになり、新たな共生生活が始まります。

私たち大人は、皆さんの応援団として、⁴⁾将来の見通しを持ち、未来の社会の担い手である皆さんが学ぶ機会、遊ぶ機会、交流する機会を最大限作っていきます。それまでも、皆さんは今自分ができる予防をしっかり行い、将来の目標を持ち、家庭や学校で日々の学びを続けてほしいと願っています。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

教職員をはじめ学校関係者の皆様へ

児童生徒等の学びを確保するための取組が行われているのは、学校の設置者や教職員の皆様が感染症対策と教育活動の両立に心を砕き、日々、大変な御尽力をいただいているおかげであり、心より感謝申し上げます。

本年六月から、ほとんどの学校において、教育活動が再開されていますが、児童生徒等や教職員など学校関係者の感染事例が見られるようになってきています。

そのような中、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、よりよい実践ができるよう、学校における指導が一層、重要になってきていると考えています。

文部科学省では、今年四月に、日常における保健の指導を念頭に置いた指導資料を作成し公表しました。更に、十月には、児童生徒等が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考え、適切な行動を取れるよう啓発する動画も作成する予定です。

- 児童生徒等への指導に当たっては、例えば以下の点を身に付けさせることが大切です。
 - 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
 - ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、基本的な感染症対策や、「三密を避ける」等の予防策の徹底が必要であること。
 - 誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うことができるようになること。
 - 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づき差別を行わないこと。感染を責める雰囲気や風潮が広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染につながり得ること。
 - ウイルスに感染しても症状が出ない場合があり、自分が知らないうちに感染を広めることもあることから、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある方には注意が必要であること。
- これらに加え、医療従事者や社会活動を支えている人たちへの敬意や感謝も伝えてほしいと考えています。

また、大学等の高等教育機関においても、学生の感染事例が確認されています。各大学等におかれては、引き続き、「三密を避ける」ことなど、学生への適切な注意喚起等に取り組んでいただきたいと考えています。

文部科学省としては、差別や偏見等を防ぐための取組について、今後も継続して進めてまいりますので、学校の設置者や教職員の皆様におかれましても、組織的で継続的な取組をお願いいたします。

感染症への対応は、今後、長期にわたることが想定されますが、文部科学省としても、少人数によるきめ細かな指導体制の整備について検討するなど、令和時代のスタンダードとして新しい時代の学びの環境整備に引き続き取り組んでまいります。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

参考資料

新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見などでつらい思いをしたら

児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。一人で苦しまず、ぜひ利用してみてください。

- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm
- 子どもの人権110番〈法務省〉 0120-007-110
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
- 都道府県警察の少年相談窓口
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>
- いのちの電話の相談 0120-783-556
一般社団法人日本のいのちの電話連盟
<https://www.inochidenwa.org/>
- チャイルドライン(18歳までの子供が対象) 0120-99-7777
<https://childline.or.jp/>
- 新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672
一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会
<http://www.jsccp.jp/info/infonews/detail?no=730>

文部科学省ホームページより作成

保護者や地域の皆様へ

学校において、児童生徒等の学びを確保するための取組を進めることができているのは、保護者や地域の皆様に感染症対策の取組に御理解と御協力を賜っているからです。心より感謝申し上げます。

しかし、このような取組を徹底しても学校や家庭、社会において感染するリスクをゼロにすることはできません。誰もが感染する可能性があります。その上、新型コロナウイルス感染症には未だ不明な点があり、ワクチンも開発中であることから、この感染症に対する不安をお持ちの方が多くと思います。

私たちは、この感染症と、この感染症がもたらした社会の変化に対して、現時点での科学的な知見や見解に基づいて、正しく向き合うことが必要です。私からは、保護者や地域の皆様に次の二点をお願いいたします。

第一に、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないということです。

誰もが感染する可能性があるのですから、感染した児童生徒等や教職員、学校の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことが大切です。

そして、自分が差別等を行わないことだけでなく、「感染した個人や学校を特定して非難する」「感染者と同じ職場の人や、医療従事者などの家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せずに、「そんなことはやめよう」と声をあげていただきたい。その優しさはウイルスとの闘いの強い武器になります。

感染を責める雰囲気や風潮が広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながり得ます。その点からも差別等を防ぐことは必要です。

第二に、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と御協力です。

感染症への対応が長期にわたることが想定される中、学校では、感染症対策を講じつつ学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進め、子供たちの健やかな学びを最大限確保するための取組を進めていただいているところです。また、大学についても、感染症対策の徹底と、対面による授業の検閲も含めた学習機会の確保の両立をお願いしております。

これからの予測困難な時代を生きていく児童生徒等や学生が、必要となる力を身に付けていくことができるよう、学校の教育活動の継続への御理解と御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスのみならず、感染症へ正しく対応するためには、最新の科学的な知見等を知ることが不可欠です。政府として、分かりやすい広報に努めているところですが、保護者や地域の皆様におかれても科学的な知見等を日々の生活に生かしていただきたいと思っております。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

今年度の体育における学習活動の取扱いについて (通知)

〔教保体第776号〕
令和2年10月8日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所長
各県立学校長

埼玉県教育委員会教育長

標記の件について、令和2年10月7日付けでスポーツ庁政策課学校体育室から、別添写しのとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

各学校においては、学校や地域の実態に応じて体育の学習活動を工夫していただいているところですが、別紙例示を参考に、体育授業における「感染リスクの高い学習活動」への対策を講じるとともに、事故防止の徹底について、引き続き御配慮をお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知をお願いいたします。

なお、地域や各学校において、既に例示で示された学習活動を超越する取組を実施している場合につきましては、それぞれの計画に基づく学習活動を実施することは差し支えありませんので御承知ください。

⑤ 今年度の体育における学習活動の取扱いについて

〔事務連絡〕
令和2年10月7日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

実技を伴う体育の授業の実施に当たっては、これまで様々な通知等で、その取扱いをお示ししてきたところです。今後の学習活動について別紙のとおり考え方を整理しましたので、体育の授業で多様な学習活動を実施する際の参考としてください。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

今年度の体育における学習活動の取扱いについて			
<p>これまで、体育、保健体育の授業の実施に当たっては、通知やQ&A等において、指導順序の変更などをお示ししてきました。</p> <p>今後、多様な学習活動を実施するため、感染拡大が見られない地域においては、以下に示す学習活動を踏まえて授業を実施することが考えられます。また、各地域における感染状況に応じ、以下に示す活動人数や活動時間を増減することも考えられます。</p> <p>なお、既に以下の学習活動例を超える取組を実施している場合は、それぞれの授業計画に基づく学習活動を実施することで差し支えありません。</p>			
<p>中学校・高等学校 武道 柔道 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症の危険性が少ないと考えられる場合においては、マスクの着用も考えられる。ただし、生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、マスクを外すように指導する。 固め技は、生徒同士の頭部が過度に密着しないように配慮して実施する。 			
学習指導要領及び解説に示されている内容(技能)	人数	時間	留意点
<p>基本動作</p> <ul style="list-style-type: none"> 姿勢と組み方 基本動作 組しと体さばき 受け身 <p>・基本となる技 ・捕獲技 ・捕獲技 ・変化技</p>	特定の相手	相手と組み合う活動は、活動時間の一定の割合(1/3程度)とする。	・相手のペアとの身体的距離を確保する。
<p>攻防</p> <ul style="list-style-type: none"> 自由練習 試合 	特定の少人数(1組3名程度)		・固め技は、生徒同士の頭部が過度に密着しないように配慮して実施する。
<p>中学校・高等学校 武道 剣道 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症の危険性が少ないと考えられる場合においては、マスクの着用も考えられる。ただし、生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、マスクを外すように指導する。 活動中に発声は極力控える。 防具が共用の場合は、当面の間、面と小手の着脱は控える。 			
学習指導要領及び解説に示されている内容(技能)	人数	時間	留意点
<p>基本動作</p> <ul style="list-style-type: none"> 構えと体さばき 基本の行突の仕方と受け方 <p>・基本となる技 ・捕獲技</p>	特定の相手	相手と面が合い合って実施する活動は、活動時間の一定の割合(1/3程度)とする。	・構えのペアとの身体的距離を確保する。 ・防具を共用しない場合は、基本動作や基本となる技等の出来納えを認める場合、竹刀や木刀の取扱いに注意して実施する。
<p>攻防</p> <ul style="list-style-type: none"> 自由練習 試合 	特定の少人数(1組3名程度)		・防具を共用しない場合は、攻防し、基本動作や基本となる技等の出来納えを認める場合、竹刀や木刀の取扱いに注意して実施する。

小学校 ボール運動系 ゴール型 / 中学校・高等学校 蹴球 ゴール型 (例)			
<ul style="list-style-type: none"> 近接する場面が発生する学習活動については、活動時間の1/3程度とする。 ゲームなどを実施する場合は、近接する場面の頻度が多くならないよう、移動できるエリアを制限するなどの工夫をすることも考えられる。 活動中は不必要に大声を出さないように指導する。 			
小学校	学習指導要領及び解説に示されている内容(技能)	人数	留意点
ボール操作	蹴球	特定の少人数(3名程度)	特段の制限なし ・相手との身体的距離を確保する。 ・近接する場面の頻度が多くならないよう工夫する。
	蹴球		
ボールを保持しないときの動き	ボール保持者からボールを受け取ることのできる場所に動く		・近接する場面は、活動時間の一定の割合(1/3程度)とする。
簡易化されたゲーム	次守り交代した簡易化されたゲーム 陣地を取り合う簡易化されたゲーム	特定の少人数(3名程度) 特定のチーム同士で実施する。	・近接する場面の頻度が多くならないよう工夫する。
中学校・高等学校	学習指導要領及び解説に示されている内容(技能)	人数	留意点
ボール操作	シュート	特定の少人数(3〜5名程度)	特段の制限なし ・相手との身体的距離を確保する。 ・近接する場面の頻度が多くならないよう工夫する。
	パス		
ゴール前を走り回る動き	ゴール前の空いている場所に走り込む動き		・近接する場面の頻度が多くならないよう工夫する。
ゴール前を走り回る動き	ボールを持っている相手をマークする動き		・近接する場面の頻度が多くならないよう工夫する。
ゴール前を走り回る動き	相手から阻まれる動きや人のいない場所に移動する動き		・近接する場面の頻度が多くならないよう工夫する。
ゴール前を走り回る動き	相手の動きに対して、相手をマークして守る動きと特定の空間をカバーして守る動き		・近接する場面は、活動時間の一定の割合(1/3程度)とする。
ゴール前を走り回る動き	相手の守備を崩しながらゴール前を走り回る動き		・近接する場面は、活動時間の一定の割合(1/3程度)とする。
ゴール前を走り回る動き	ゴール前を走り回る動き		・近接する場面は、活動時間の一定の割合(1/3程度)とする。
攻防	ゲーム	特定の少人数(3〜5名程度) 特定のチーム同士で実施する。	・近接する場面の頻度が多くならないよう工夫する。

児童生徒が関係する新型コロナウイルス感染症対策及び学校事故等の防止の徹底について (通知)

〔教保体第800号〕
令和2年10月26日

各県立学校長 様
県立学校部参事兼保健体育課長

学校再開以降、児童生徒、学校関係者の新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しており、特に部活動を起因とする感染が推察されるケースも散見されています。また、登下校時を中心に関わる児童生徒が関わる交通事故等も多発しております。については、下記に御留意いただき、新型コロナウイルス感染症対策及び学校事故等の防止について、改めて徹底していただきますようお願いいたします。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- 以下の点を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じるようお願いいたします。
- なお、※印は、学校における感染者発生時の対応について外部有識者(広域感染症疫学・感染制御学の専門家)に検証を依頼しており、その中間報告におけるコメントを基に記載しております。
- (1) 感染症予防対策について
- ア 健康観察の徹底
- 当日の朝及び活動時の健康観察を徹底する。

- ・咳、鼻水、のどの痛み、倦怠感、味覚・嗅覚障害等と併せ、微熱であってもいつもと違うと感じるなど、何らかの症状がある場合は、登校させない。

イ 飛沫感染・接触感染対策の徹底

- ・手洗い、咳エチケット及び大声を出さないことを徹底する。
- ・マスクの着用の徹底・タオルの共用を禁止する。
※更衣中や運動の前後においてもマスクの着用を原則とする。
※マスクを外している場面において会話をするとときは、タオル（共用は禁止）で口元を覆うなど飛沫感染防止に努める。
- ・対面や接触を避けるよう努める。
- ・部室の使用は原則禁止とし、用具の出し入れのみとする。
※やむをえず部室で更衣する場合は少人数・短時間での利用とし、併せて換気に努める。
- ・用具等の共用は避け、休憩時間中の手洗いを徹底する。
- ・食事中は会話をせず、適切な距離を確保すること。
※飲食中を除き、マスクの着用を徹底する。

2 学校事故等の防止について

(1) 交通事故防止について

9月以降、自転車や原動機付き自転車運転中の重大交通事故が発生している。

児童生徒に対する交通安全教育の推進と交通事故の防止について、改めて指導を徹底すること。

(2) 体育活動時における事故防止について

令和2年7月7日付け教保体第463号「体育活動時における事故防止について」等を参照し、改めて生徒の体力や技能に応じた適切な練習内容となるように見直しを行うこと。

3 その他

併せて、以下の通知等を参照し、引き続き適切な御対応をお願いします。

件名	発出日	文書記号・番号
「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組について	R2.6.2	事務連絡
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について	R2.9.3	事務連絡
「県立学校版 通常登校におけるガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策）Ver.4」の送付について（通知）	R2.9.28	教高指第1184号
学校安全教育の推進及び安全管理の徹底について（通知）	R2.4.2	教保体第8号

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）

〔2文科初第1462号〕
〔令和3年1月8日〕

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛
スポーツ庁次長
藤江 陽子
文化庁次長
矢野 和彦

このたび、内閣総理大臣より、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県等の4都県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」（別紙1）が改訂されたことを踏まえ、各学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校高等課程をいう。以下同じ。）、設置者及び高等学校入学者選抜等の実施者（小学校や中学校、特別支援学校等の入学者選抜を含む。）に御留意いただきたい事項を整理しましたので、お知らせします。

この趣旨に十分御留意の上、各学校等及びその設置者におかれましては、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年1月5日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）も踏まえ、各学校等における感染症対策についての総点検を行い、感染対策を一層徹底いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び市内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所

管の専修学校高等課程に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

現在の感染状況を踏まえれば、社会のあらゆる分野で新規の感染者を一人でも減らすことが不可欠であり、学校も例外ではありません。このため、各学校等において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下「衛生管理マニュアル」という。)を踏まえて、地域の感染レベルに応じた感染症対策が適切にとられているか、改めて確認の上、徹底することが求められます。また、特に緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、警戒度をこれまでより一段階高めて、感染症対策のさらなる徹底を図ることが必要です。これらの際に留意いただきたい事項は下記のとおりです。

各学校等においては、感染症対策がとられていることについて、(別紙2)のチェックリストも活用いただき、改めて確認するとともに、学校の設置者においても各学校等における感染症対策の状況を把握・確認し、必要な措置や支援を行っていただくようお願いいたします。

1. 学校教育活動の継続等

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも、避けるべきであること。ただし、緊急事態宣言の対象区域に属する地域に所在する高等学校及び特別支援学校においては、設置者の判断により、生徒等の通学の実態等も踏まえ、感染状況に応じて、例えば時差登校や分散登校の導入などの検討も行き、警戒度をより高めること。

2. 感染症対策

(1) 健康観察の徹底

児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、改めて徹底すること。感染者の増加している地域では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤をさせないこと。さらに、登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

また、教職員については、教職員は多数の児童生徒等に接する業務であることに鑑み、各学校において、教職員が発熱等の風邪症状がある時には休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整えること。

(参考)「小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知)」(令和2年8月6日付け初等中等教育局長通知) 抜粋

また、特に教職員に関しては、休みをとりやすい職場環境も重要です。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の

指導体制等の校務分掌について検討を進めることなどの工夫も有効です。さらに、教職員本人が濃厚接触者となったり、同居家族に風邪症状があるなどにより出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるよう、必要な規程等を定めることが考えられるとともに、ICTを活用したテレワークの実施については、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について(通知)」(2文科初第154号令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知)の3(2)を参照してください(別紙参照)。なお、文部科学省において、事例集も作成しています。

(2) 感染リスクの高い活動の回避

A. 感染リスクの高い教育活動

教科等活動に関しては、「衛生管理マニュアル」における、地域の感染レベルごとの行動基準を踏まえて行うこととし、特に緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、以下に例を挙げるような、「感染症対策を講じてもお感染リスクの高い学習活動」は、一時的に停止すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱(注)及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

なお、「★」を付した活動は特にリスクが高いことから、緊急事態宣言の対象区域に属する地域以外でも、感染者が散発的な発生にとどまり医療提供体制に特段の支障がないような状況でない限り、その実施について慎重に検討するとともに、上に例を挙げる活動以外であっても、児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、地域の感染状況等に応じて、適宜見直すこと。

(注)合唱に関しては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」(令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知)も参照のこと。

イ. 体育

体育の授業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。なお、緊急事態宣言の対象区域に属する地域における留意事項として示した項

目であっても、対象区域外の地域でも、地域の感染状況に応じて、これを参考としつつ、適切に取り組むこと。

- ・可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・緊急事態宣言の対象地域に属する地域では、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要はないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。
- ・緊急事態宣言の対象区域に属する地域における体育の授業内容について、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。

ウ. 給食、弁当、教職員の食事等の飲食の場面

給食等の食事をする際には、食事の前後の手洗いを徹底すること。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応をとること。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、部室等で食事をする場合、教職員の食事の場面においても注意すること。生徒等同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとる場面でも、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫すること。食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。

(3) 部活動における感染症対策の強化

緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限するなど感染症への警戒度を高めること。また、部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底すること。なお、新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家から、緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動についての考え方が取りまとめられており、その要点は（別紙3）のとおりであるため、これについても参照すること。

(4) 学校外の行動における留意事項

緊急事態宣言の対象区域に属する地域の学校においては、対処方針も踏まえ、児童生徒等に対して、特に20時以降の不要不急の外出は控えることなどについても指導すること。同様に、教職員に対しても周知徹底すること。

(5) 幼稚園における感染症対策

幼稚園においては、必要に応じて(2)等に述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、「衛生管理マニュアル」第5章

「幼稚園において特に留意すべき事項について」に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策について改めて確認・徹底すること。

3. 心のケア等

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」（令和2年5月27日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」や各自自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う教職員のメンタルヘルス対策等について（通知）」（令和2年6月26日付け初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長・健康教育・食育課長通知）等も踏まえ、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。

4. 高等学校入学者選抜等

(1) 高等学校入学者選抜等の実施

今後予定されている令和3年度高等学校入学者選抜等については、緊急事態宣言の対象区域に属する地域の内外に関わらず、万全を期した上で、予定どおり実施していただきたいこと。

その際には、「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について」（令和2年6月22日付け初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）や「令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて」（令和2年10月30日付け初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）を踏まえ、各実施者において、引き続き、感染症対策や追検査等による受検機会の確保に努めていただきたいこと。

(2) 感染症対策の徹底と更なる検討

例えば、試験会場で発熱・咳等の症状のある入学志願者がいた場合にどのような対応をするか、試験会場で起こり得る事態を想定してあらかじめ対応を定めておき、試験の現場において混乱が生じないように留意することなど、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、更なる感染症対策も検討していただきたいこと。

その際には、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和2年6月19日大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定、同年10月29日一部改定）や「令和3年度大学入学者選

抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について」(令和2年11月6日付け独立行政法人大学入試センター理事長通知)なども参考としていただきたいこと。

また、入学志願者や試験監督者等の試験業務に携わる者の体調管理について、入学志願者の在籍する中学校等や入学者選抜の実施者において、より徹底すること。